

【神奈川県】

売買参加者の新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討等の状況

(令和6年7月現在)

地方卸売市場名	売買参加者の新規参入ルール（関係規程）	実態調査結果を踏まえた改善等の検討等の状況 必要な改善等の内容は＜事項＞ 1～4
川崎市地方卸売市場南部市場	<u>川崎市地方卸売市場業務条例</u> <u>川崎市地方卸売市場業務条例施行規則</u>	事項3について、卸売業者の推薦を必須とする規定の改善に向け検討中
地方卸売市場丸ツ印鶴見青果(株)	<u>地方卸売市場丸ツ印鶴見青果株式会社業務規程</u>	該当なし
戸塚青果地方卸売市場	<u>戸塚青果地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場横須賀青果物(株)	<u>地方卸売市場業務規程</u>	事項1について、場内掲示による公表を検討中 事項2について、承認等の最終的判断は開設者が決定する旨市場関係事業者と検討中 事項3のうち与信審査について、市場関係事業者と公平に行う旨検討中 事項4について、買参人組合に通知し開設者のルールによって決定することを検討中
鎌倉青果地方卸売市場	<u>鎌倉青果地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
逗子青果地方卸売市場	<u>逗子青果地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
(株)相模中央青果地方卸売市場	<u>地方卸売市場業務規程(新)</u>	該当なし
地方卸売市場神奈川青果(株)本社市場	<u>地方卸売市場神奈川青果株式会社本社市場業務規程</u>	該当なし
(株)大和青果地方卸売市場	<u>業務規程</u>	該当なし
平果地方卸売市場	<u>平果地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
湘南藤沢地方卸売市場	<u>湘南藤沢地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
(株)茅ヶ崎青果地方卸売市場	<u>株式会社茅ヶ崎青果地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場神奈川青果(株)秦野市場	<u>地方卸売市場神奈川青果株式会社秦野市場業務規程</u>	該当なし
(株)荒井ベジアス荒井青果秦野地方卸売市場	<u>株式会社荒井ベジアス荒井青果秦野地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場(株)伊勢原食品市場	<u>地方卸売市場業務規程</u>	事項1について、場内に掲示することで対応済み
小田原市公設青果地方卸売市場	<u>小田原市公設地方卸売市場関係者等承認要綱</u>	該当なし
地方卸売市場(株)横須賀魚市場	<u>地方卸売市場 株式会社横須賀魚市場 業務規程</u>	事項1について、場内に掲示することで対応済み
平塚市水産物地方卸売市場	<u>平塚市地方卸売市場業務条例</u>	該当なし
小田原市公設水産地方卸売市場	<u>小田原市公設地方卸売市場条例</u> <u>小田原市公設地方卸売市場条例施行規則</u> <u>小田原市公設地方卸売市場関係者等承認要綱</u>	該当なし

長井町漁業協同組合地方卸売市場	<u>長井町漁業協同組合地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
横須賀市大楠漁業協同組合地方卸売市場	<u>横須賀市大楠漁業協同組合業務規程</u>	該当なし
三浦市三崎水産物地方卸売市場	<u>三浦市三崎水産物地方卸売市場条例</u> <u>三浦市三崎水産物地方卸売市場条例施行規則</u>	該当なし
地方卸売市場真鶴魚市場	<u>地方卸売市場真鶴魚市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場(株)神奈川生花市場	<u>花き卸売市場業務規程</u>	該当なし
南関東花き園芸地方卸売市場	<u>業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場(株)小田原園芸	<u>地方卸売市場株式会社小田原園芸業務規程</u>	該当なし
花き地方卸売市場横浜南部	<u>花き地方卸売市場横浜南部業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場鎌倉魚市場	<u>お取引様告知事項</u>	該当なし

<事項>

- 1 売買参加者の新規参入ルールを定めている場合、新規の取引参加者の参入を促す観点から、新規参入希望者が容易に閲覧できるよう開設者がそのホームページやその他の方法により公表することが望ましいこと。
- 2 売買参加者の新規参入の承認等について、新規の取引参加者の参入を促す観点を含め権限を有する開設者が行うよう改善を行うこと。
- 3 売買参加者の新規参入ルールについて、明文化されているか否かにかかわらず、「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」及び「申請者は、当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」のようなルールは、新規の取引参加者の参入を促す観点及びその承認等の判断は権限を有する開設者が行うという観点から改善を行うこと。なお、「申請者が、一定の業務資金を有していない場合、代払制度に加入すること」といったルールは問題ないものの設定する際は、新規の取引参加者の参入を促す観点から、明文化することが望ましいこと。
売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等のみで判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。
- 4 売買参加者の新規参入ルールについて、権限を有しない開設者以外が定めるルールには本来、効力がないため、当該ルールは廃止するよう改善を行うこと。